

平成 27 年度

第 1 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(平成 27 年 6 月 29 日)

平成 27 年度第 1 回大垣市公営企業等審議会を、平成 27 年 6 月 29 日（月）市役所 2 階第 1 会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題 ・水道事業の経営状況について
・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

池永 輝之	成瀬 重雄	市川 浩示	鈴木 一朗	神谷 利行
豊田 和代	濱田 早苗	水野 靖弘	森 由紀子	清水 純子
大澤智恵子	松口小夜子			

欠席委員

久本たき子	畑脇 禎央	北野 茂樹
-------	-------	-------

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	坂部 典明
水道課長	戸谷 多民男
水道課技術対策官	伊藤 要一
下水道課長	河瀬 良康
浄化センター所長	藤井 孝義
水道課主幹	中島 秀介
水道課主幹	小西 浩司
下水道課主幹	田中 明
下水道課主幹	田中 直哉
浄化センター主幹	久野 裕二
水道課	松原 寛典
水道課	天野 智人

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から大垣市公営企業等審議会を開催させていただきたいと思っております。皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本審議会の庶務を担当致しております水道課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず始めに、市長からご挨拶申し上げます。

市長 皆さん、こんにちは。

今日は梅雨のあいまで、比較的涼しいというか清々しい日でございます。皆様方にはお忙しい中、大垣市公営企業等審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、下水道はじめ各種事業に対しまして、いろいろとご支援・ご協力いただきありがとうございます。そしてまたこの度はこの審議会の委員ということでご就任いただくわけでございます。皆様には、大変お世話になりますけど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

国の方におきましては、地方創生ということに取り組んでおりますけれども、その1つとして、7月1日からプレミアム商品券というのが話題になっております。1万円で1万2千円分消費できるということですが、これを6億円発行するということですので、ぜひお買い上げいただきたいと思っております。市役所へ来たり、商工会議所事務局へ行っても売っていませんので、金融機関へ行っていただくか、新大橋の側の市商連の事務局へ行ってお買い上げいただく、勘違いしないようにしていただきたいと思っております。まあそういったことがあるわけでございます。

まずは水道事業の方でございますが、これにつきましては平成6年の4月に料金を改定させていただいて、今日まで比較的安定した状況ということでございます。しかし、節水意識の向上あるいはまた人口減少ということで収益の増加が見込めないなか、経費も増加している状況であるということでございます。

今回は下水道の方でございますが、公共下水道事業につきましては、昨年度末で大垣地域での普及率は87%ということでございまして、平成23年度から毎年大体1ポイントずつ上がってきて、3ポイント上昇して84%が87%に着実に公共下水道が普及してきているということでございます。

しかしこうした状況でございますけれども、厳しい公共下水道の財政状況を鑑み、財政基盤強化のために今回は約10%の使用料の改定を行わせていただき、使用者の皆様方にご負担いただきたいと思いますと考えておるところでございます。全国的にもこの使用料は引き上げざるを得ないという状況でございまして、平成23年度から3年間で全国平均約9.8%引き上げがなされていることから、全国平

均並みということでご理解いただきやすい状況ではないかと思っております。

大垣市の下水道使用料金といいますのは、全国的に類似都市と比較しましても、低い水準、もらいやすい水準であるということでございます。決してそれだから良いというわけではありませんですけれども。

浄化センターにおきましては、下水道で発生するメタンガスを活用したバイオマス発電ですね、これを作らせていただいて、今まででも焼却熱に一部利用しておりましたけれども、完全には利用しておりませんでしたので、燃料電池を活用して発電させていただいて、浄化センターで電力を利用すると同時に、電力を売らせていただいて、その料金で下水道の会計の健全化といったことも図ってまいりたいということも考えております。

それから上石津地域ですが、特定環境保全公共下水道、農業集落排水につきましても繰入金を必要としております。毎年約2億5,000万円をも繰り入れている厳しい状況でございますので、こちらのほうも同じく約10%の使用料改定をお願いしたいと考えております。併せてご審議賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

また、井戸水を利用されている方ですね、下水道の使用料というのは水道の使用料に合わせて賦課をさせていただいておりますが、井戸水を使用されている方は、ちょっと使用量が分かりにくいということがあるわけでございますので、それにつきましては認定基準をしっかりと設けさせていただいて、節水機器の普及や節水意識の浸透を踏まえて、現状に近い数値へ見直しをさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、公共下水道といいますのは、文化のバロメーターと言われております。生活環境を改善していく、あるいはまた、浸水被害の防除にもなりますし、また水質を保全していくという意味で大変大切なものでありまして、市民の皆さんも清潔で安全で安心して暮らしていける街づくりのために必要なものであると思っておりますので、今後とも下水道のみならず、水道事業に対しましても皆さんの理解をしっかりと得ていきたいと思っております。

市民の満足度調査をさせていただきましても、水道・下水道というのはいつも最高ランクの方にきております。医療・福祉関係などと同じように市民の皆さんの満足度は高い水準にあると思っております。しかし、そういった努力も今後とも進めていきたいと思っておりますが、いずれにしましても、料金の改定でございまして、あまりうれしい話ではございませんですけれども、皆様方には適切な審査をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 誠に申し訳ございません。市長にはこの後別の公務が入っておりますのでここで退席させていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

市長 いろいろお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

< 市長退席 >

事務局 本日の審議会でございますが、今年度の第1回目ということで、本来であれば委員の皆様、おひとりおひとりのご紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合もございますので、お手元の席次及び名簿をもってご紹介に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、お手元の資料の方、確認をさせていただきます。はじめに委嘱状でございます。本日6月29日付で15名の委員の皆様を委員として委嘱をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましても本来であれば、市長より直接皆様にお渡しさせていただくところではございますが、時間の都合上お席に配布させていただきましたのでご了解頂きたいと思っております。

その次に、次第がございます。その次でございますが、座席表、審議会の設置条例、と平成27年度公営企業等審議会資料が資料No.1から資料No.5までございます。順に水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、以上5事業でございます。この資料に基づきまして、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございますが、資料がもし欠けておられる方がお見えでしたら、お申し出いただきたいと思います。よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

また、事務局の職員といたしまして、水道部長、水道課長、水道課技術対策官、下水道課長、浄化センター所長、そしてそれぞれの担当の者が今回出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、大垣市公営企業等審議会の設置条例につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、大垣市公営企業等審議会設置条例をご覧いただきたいと思います。

この審議会でございますが、市長の諮問機関でございます。上下水道事業に関する重要事項をご審議いただくものがございます。15名以内の委員で組織されておりまして、任期でございますが、本日から1年間となっております。会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めております。審議会は、

委員の過半数の出席がなければ開催することはできません。また議事は、出席した委員の過半数をもって決しまして、可否同数の場合は、会長の決するところとなりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。以上が設置条例の説明でございます。続きましてこの設置条例の第5条の規定に基づきまして、会長、副会長の互選をお願いしたいと考えます。何かご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

委員 はい。

事務局 はい、お願いいたします。

委員 この審議会の方も、ずいぶん私も長くなってしまったのですが、従来どおりで、池永先生が会長さん、北野さん、今日ご欠席ですけれども、副会長さんをお願いしてはと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。ただいま成瀬委員さんから、会長を池永委員に、副会長を北野委員にとのご意見をいただきました。本日、副会長にとご意見をいただきました北野委員でございますが、所要によりご欠席されておりますが、その件はよろしかったでしょうか。

＜ 異議なし ＞

事務局 はい、ありがとうございます。北野委員でございますが、本日はご欠席というところではございますが、過去、副会長の方お願いしておりますので、その件で、ご了解いただけたと思います。

では先ほどの成瀬委員のご意見のとおり、池永委員を会長に、北野委員を副会長にということでよろしかったでしょうか。

＜ 異議なし ＞

事務局 はい、ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、会長を池永委員に、副会長を北野委員にお願いしたいと存じます。池永委員さん、会長席へお願いいたします。

＜ 池永委員、会長席へ移動 ＞

事務局 では、池永会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長 改めまして、皆さんこんにちは。

ただ今会長にご指名を頂きました池永でございます。今日は副会長の北野委員さんは欠席でございます。ちょっと心細いんですけれどもどうぞよろしくお願いします。先ほど、市長さんからもお話ございましたように、この審議会は、大変、わたくしども市民の生活に密着している課題を扱う、そういう重要な審議会でございます。その進行役、まとめ役を仰せつかって、この責任の重さに戸惑い致しているところでございますが、皆様のご協力を頂きながら、しっかりと務めさせていただきたいと思います。従来もそうでしたけれども、忌憚のない委員の皆様方からのご意見を頂きながら審議を進めて参り、そして、意見交換し、内容の豊かな実りある審議会にしていきたいと思いますので、どうぞ皆様方のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 はい、ありがとうございます。では、ここからの進行を池永会長さんお願いいたします。

会長 はい、それでは審議に入ります前に、事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。本日の出席状況でございますが、本日は久本委員様、畑協委員様、北野委員様の合計3名の方ご欠席でございます。委員全員で15名のうち12名のご出席でございます。大垣市公営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定の過半数に達しておりますことを報告させていただきます。

また、本日の審議会でございますが、大垣市の審議会に関する規定であります「審議会等の設置及び運営に関する基準」や「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領」によりまして、公開という形で進めさせていただいております。会議録につきましても、市役所1階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定しておりますので、ご承知いただきたいと思います。

本日、第1回目の審議会というところでございますので、説明に長時間かかると思います。おそらく一時間半から二時間ほどを予定しておりますので、ご報告させていただきます。なお、会議録の作成につきまして、署名者がお二人必要となりますが、会長様から指名お願いいたします。

会長 はい、それでは、本日の会議録の署名者として、神谷委員さん、松口委員さん、お二方どうぞよろしくお願いいたします。

 それでは、諮問事項について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 改めましてみなさんこんにちは水道部長の坂部でございます。

 市長から先ほどご挨拶がありましたけれども私の方からもご挨拶を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は何かとお忙しい中、当審議会の方にご出席いただきまして誠にありがとうございます。当審議会でご審議いただきます上下水道といいますのは皆様の市民生活ですとか経済活動に欠かすことが出来ないライフラインということでございますので、平常時はもちろんのこと緊急時災害時におきましても皆様に安全で安心してご利用いただけますよう、常日頃各事業を進めさせていただいておるところでございます。またそのためには、経営の安定ということが不可欠となっておりまして合理化等の経営改善に努めているところでございます。そうした中、大垣墨俣地域の水道事業並びに上石津地域の簡易水道事業におきましては、現在のところ経営状況はおおむね安定はしております。しかしながら、先ほどの市長のご挨拶にもありましたように人口減少社会の進展、それから節水機器の普及、また皆様方の節水意識の向上などによりまして、収益の増加が見込めない中老朽化する施設の耐震化とか機能更新を進めておりまして今後事業費の増加が懸念材料とはなっておりますけれども、今後も現在の料金体系を継続できますよう経営改善に努めてまいりたいと存じます。次に問題となります、と言っては申し訳ないですが、大垣墨俣地域の公共下水道事業、また上石津地域におけます特定環境保全公共下水道事業などの下水道事業につきましては、今までの建設に係る起債、いわゆる借金でございますが、起債の償還に加えまして、水道事業と同様に、老朽化する施設の機能更新、耐震化などを進めておりまして、現在のところ、不足する事業費を一般会計の方から繰り入れてなんとか経営が成り立っているような状況となっております。今後より一層の経営改善に努めてまいることは当然ではございますが、下水道使用者の皆様にも一定のご負担をお願いしなければならない状況となっております。そこで先ほどの市長の諮問にありましており、約10%程度ではございますが、下水道使用料の値上げの方をお願いしてまいりたいというふうに考えております。引き続きまして、各事業の概要ならびに経営状況につきましてご説明を申し上げますので委員の皆様におかれましては各事業の経営の安定に向けて、慎重にご審議をいただき是非とも適切なご答申を頂きますようお願いを申し上げます。私のご挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 はいどうぞ。

事務局 水道課長の戸谷でございます。よろしくお願いいたします。始めに水道事業及び簡易水道事業の概要と経営状況を説明させていただきます。概要を水道課の技術対策官の伊藤から説明し、経営状況については私からご説明します。よろしくお願いいたします。

会長 はいどうぞ。

事務局 水道課の技術対策官の伊藤です。よろしくお願いいたします。それでは資料の1の方をよろしくお願いいたします。座って説明いたします。

会長 どうぞ。

事務局 資料1、平成27年度公営企業等審議会資料水道事業ということですがけれども、中の説明に入る前に水道の定義についてということで、水道とは「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」ということです。それと水道事業ですね、こちらの方も水道法の定義ですがけれども、一般の需要に応じて水の供給をする事業で、計画給水人口が5,001人以上のものということで定義されております。平成25年の水道の基本統計では、全国でこれが1,401事業ございます。

それでは資料1をお願いします。1. 水道事業の概要ですが、本市の水道事業は昭和32年に水源を全て地下水に求めた創設事業認可を受けまして、昭和33年12月に西崎水源地からポンプ加圧方式による給水を始めました。当時の計画1日最大給水量は15,240 m³でした。以来、市勢の発展とともに増大する水需要に対応するべく、数次にわたる拡張・変更事業を実施し、市内全域を給水区域とするとともに、計画日最大給水量は71,350 m³に増大して、豊かで清浄な水の供給を通じて、快適で衛生的な市民生活の向上と産業の発展に寄与してきました。そして平成18年3月27日の上石津町及び墨俣町との市町村合併によりまして、墨俣町の水道事業を全て譲り受けました。これによりまして、大垣地域と墨俣地域を1つの水道事業として、運営をしています。

現在は、第5次変更認可に基づきまして、計画を実施中でありまして、需要に応じた水源の確保を図りつつ、8箇所の水源地施設から配水調整をしまして

各家庭に給水をしています。水道の普及率は 26 年度末で 97.2%となっており
ます。この高普及の状況の中でですね、給水サービスの質的向上や安全で安定
した水の供給を図るために、老朽化した水源地施設の改良整備や配水管の布設
替え等を計画的に実施し、多様化する市民のニーズに対応しながら効率的運営
に努めています。施設整備につきましては、水道の基本理念であります「清浄・
豊富・低廉」、この実現を図りまして、市民の需要に対して安全で安心して使
用できる水道施設整備に努めているところです。水源地の施設整備につきまし
ては、老朽化が著しく貯水能力や耐震性が低かった緑園水源地、それと墨俣第
二水源地において大規模改良工事を実施中で、平成 27 年度末の完成に向けて工
事を行っております。この施設完成後は、より安全で安定した供給が確保され
るとともに耐震性の向上によりまして、災害への備えも向上します。

各水源地から各家庭へ給水される配水管の整備につきましては、近年におけ
る産業構造の変化、生活様式の多様化、人口の分散化に伴いまして、将来の水
需要に対応できる管網の整備を図るために、認可計画に基づきまして、健全な
経営状況を確保しながら、送配水管の整備を計画的に行ってきました。

平成 20 年度にはですね、老朽化する管路の計画的な更新を目指しまして、配
水管更新計画の策定をいたしました。この計画では、道水管・送水管それから
配水幹線ルートと、避難所・救急病院・入所施設までを結びます配水管路など
の、需要度の高い管路をですね「重要管路」と定義をいたしました。その他の
一般管路で老朽度の高い管路を、こちらの方「老朽管」と定義をして、そして
整備をしていくものです。各管路の老朽度及び、重要度、老朽度ですね、これ
の優先順によりまして、順次計画的に管路の更新を進めるとともに有収率の向
上にも努めています。

近年、増加傾向にあります、自然災害に対応するライフラインの確保が求め
られておりますが、それぞれの管路について耐震性を高めまして、災害時にも
給水を確保できるよう整備を進めています。今後も、市民の皆様は安全で安定
した給水の確保を図るために、適切な更新を行いまして、健全な経営状況を維
持しながら、水道施設の整備に努めていきます。

続きまして、3 ページをお願いします。2 の水道施設の状況、①水源地施設で
すが、大垣地域には「西崎」、「緑園」、「赤坂」、「北部」、「南部」の 5
か所の水源地がありまして、最大の施設規模となるのは北部水源地で施設能力
としては、1 日当たり 26,340 m³となっています。

配水区についてですけれども、それぞれ地盤の高低差の状況とか配水効率と
かりスクの対策のために、「西崎」と「緑園」と「北部」の 3 か所の水源地か
ら配水する区域を「大垣配水区」、赤坂水源地からは「赤坂配水区」、また南

部水源地からは「南部配水区」として3つの配水区に区切って配水をしています。墨俣地域には「墨俣第一」、「墨俣第二」、「墨俣第三」の3か所の水源地がございますが、こちらは一つの配水区で配水をしている状況です。

続いて、②の業務概要ですが行政人口は平成26年度が162,702人で前年に比べわずかに減少していますが、上から4行目の給水人口は152,528人となっていて、微増しています。これは、平成26年度から深池簡易水道を上水道に統合したために、増加したものです。これに伴いまして普及率も97.2%となっています。その下の各家庭まで水道水を届ける役目の、配水管の布設延長ですが平成26年度末で約824Kmとなっています。中ほどの行の年間総配水量ですが、平成26年度は20,005,513 m³となっており、年々減少傾向となっています。同じように、一番下の行の年間総有収水量の方も15,545,504 m³でこちらもわずかですが、減少傾向となっている現状となっています。

4ページの方をお願いします。こちら大垣市の水道事業の給水区域図ですが、凡例にありますように茶色の斜線が行政区域を示していきまして、紫色の斜線が上水道事業の区域を示しています。図のように大垣地域と墨俣地域が上水道事業の給水区域となっています。

大垣市の上水道給水区域につきましては、行政区域と同じではなくですね、一部地区において、他の行政区域に給水をしていたり、また逆に他の水道事業者からの給水を受けているところがあります。これは、給水の合理性によるもので、大垣市からは、神戸町の中沢地区の一部と池田町の市橋地区の一部を給水してます。そして神戸町からは曾根町の一部と北方町の一部で給水を受けています。それから、地理上の関係ですが安八町からは平町の一部を、瑞穂市からは墨俣町のさい川が給水を受けております。

5ページをお願いします。3の大垣市水道事業の工事計画です。区分の配水および給水工事費ですが、これは主に配水管の布設及び布設替えに要する費用で平成28年度は8億1,500万円を、平成29年度、30年度は6億500万円を予定しています。中ほどの原水及び浄水費ですが、これは水源地の整備に要する費用で、平成28年度に1,000万円を平成29年度は2億5,890万円、30年度は2億1,000万円を予定しています。一番下になりますが、主な事業内容ですが管路につきましては、重要管路、老朽管の布設替え工事と送、配水管の布設工事を予定しております。水源地につきましては、今年度で緑園水源地と墨俣第二水源地の改良工事が完成することによりまして、平成29年度以降は老朽化の著しい北部水源地の改修を予定しております。

以上、水道事業の概要から工事計画までを説明させていただきました。よろしくをお願いします。

それでは続きまして、水道事業の経営状況についてご説明いたします。資料の6ページをお願いします。4経営状況でございますが、6ページと7ページに経営状況の分析にあたりまして様々な指標の取り方について、説明させていただいております。

指標につきましては、総務省から送付されました「水道事業経営指標」に用いられています主な指標について算出いたしました。今回は、総収支比率及び経常収支比率と、下にありますのは給水収益、いわゆる水道料金に占める、職員給与費・減価償却費・企業債利息の割合。それと、給水原価・供給単価を記載させていただきました。

それでは、8ページの方をご覧くださいと思います。第1表 経営状況の推移でございます。表の上段は、収益的収支の詳細を表したものでございます。下段が経営状況でございます。なお、平成25年度及び平成26年度は、決算及び決算見込みでございます。平成27年度は、当初予算、平成28年度以降は、第五次変更認可計画に基づき作成しています。

はじめに、収支状況について、ご説明いたします。26年度を主にご説明いたします。収入区分の1. 営業収益でございますが、26年度は、17億5,600万ほどでございます。内訳は、(1)水道料金収入や(2)その他といたしまして、開栓手数料などでございます。次に、2営業外収益ですが、3億6,500万で、内訳として、(1)の長期前受金戻入が、2億1,600万円、(2)その他といたしまして、預金利息や水道管の支障移転補償費などでございますが、1億4,900万円でございます。

次に3特別利益の2億7,300万円でございますが、これは新会計基準の適用に伴いまして修繕引当金を取り崩しましたので、特別利益として計上しております。収入合計につきましては、23億9,500万円でございます。計画期間の28年度から30年度でございますが、毎年20億7,000万ほど見込んでおります。

次に支出でございます。1営業費用につきましては、26年度は、15億8,100万円ほどで、内訳としまして(1)職員給与費が、1億9,900万円、(2)水源地施設や配水管路などの減価償却費でございますが7億7,100万円、(3)その他は、水源地の電気代や、水道管の修繕費など維持管理でございますが、6億1,000万円でございます。2営業外費用でございますが、1億4,500万円でございます。主なものといたしましては、企業債利息でございます。3特別損失7,500万円は、新会計基準の適用に伴いまして、引当てしました賞与引当金や貸倒引当金などでございます。支出合計は、18億3,000万円ほどでございます。計画期間の28年度から30年度につきましては、毎年18億4,000万円ほど見込んでおります。したがって、収入の1営業収益と2営業外収益の合計額か

ら支出の1 営業費用と2 営業外費用の合計額を差し引きました経常利益でございますが、これは、網掛けの部分でございます。26 年度は、3 億 9,400 万円でございます。また、収入合計から支出合計を差し引きました、純利益でございますが、5 億 9,100 万円でございます。計画期間の28 年度から30 年度でございますが、この期間につきましては、経常利益、純利益ともに、毎年2 億 3,000 万円ほど見込んでおります。

しかしながら、平成26 年度より、新会計基準を適用したことによりまして、長期前受金の戻入を計上することになりました。これは、過去に固定資産を取得した財源につきまして、減価償却費の対応分を収益化しているもので、預金を、要は現金を伴わない収入であるため、これについては注意が必要になっていきます。

続きまして、下段の経営状況のうち2 つ目の総収支比率及び3 つ目の経常収支比率でございますが、両指標ともに、収益性を見る際の代表的な指標でございます。支出額に占める収入額の割合で、100%未満であると、支出額が収入額を上回り、損失が生じることになります。

ご覧のとおり、26 年度については、総収支比率は、132.8%、経常収支率は122.8%でございます。また、計画期間につきましても、両指標ともに112%台で、100%を下回ることではなく、収入と支出のバランスが取れている状態であると言えると思います。

次に、給水収益、いわゆる水道料金に占める、職員給与費・減価償却費・企業債利息の割合をそれぞれ示したものでございますが、26 年度の数値に比べまして、28~30 年までの計画期間中につきましては、職員給与費は、わずかに増加、また、減価償却費につきましても、施設の設置や更新によりまして、増加すると予測しています。企業債の利息につきましては、緑園水源地や墨俣第2 水源地改良事業により、増加しますが、28 年度からは減少すると予測しております。

次に『給水原価』でございます。これは水道水1 m³を給水するのに、どれだけの費用がかかっているかを表しまして、『供給単価』につきましては水道水1 m³につきどれだけの収入を得ているかを表したものでございます。26 年度につきましても、給水原価が97.2 円、供給単価が112.4 円でございます。計画期間中でございますが、給水原価は若干の上昇があるものの、供給単価は横ばいと想定され、大幅な利益は見込めないと思われます。9 ページでございますが供給単価、給水原価、経常利益の推移をグラフにしたものでございます。

それでは次に10 ページの方でございますが、資本的収支状況の推移でございます。

資本的支出は、水道施設の整備拡充を図るための建設改良事業に要した額でございます。26年度でございますが約11億7,600万円でした。財源は、企業債3億8,000万円の借入や工事負担金などを充てています。差し引きの不足額につきましては、留保資金であります減価償却費や利益剰余金などで、賄っております。

また、平成28年度からの計画でございますが、建設改良費のうち、(2)の配水及び給水工事費は、これは、配水管・送水管の布設や老朽管の布設替に伴う費用でございます。(3)原水及び浄水工事費につきましては、水源地の更新及び整備の経費でございます。今後も事業の年度間の平準化を図りながら、整備を進めてまいりたいと思います。これらの整備事業の財源といたしましては、一番上の欄ですが企業債の借入でございます。計画期間の3か年の合計でございますが26～30年度で2億4千万円、それに対しまして一番下の補てん財源でございますが、3年間で合わせまして、約32億円が必要となります。これにつきましては、減価償却費や利益剰余金などで、今後も賄う予定でございます。

それでは次に11ページ「企業債の状況」をご覧くださいと思います。企業債につきましては、資本的支出の財源といたしまして、施設の建設や改良等に要する資金に充てるための借入金でございます。

第4表にあります企業債の残高及び今後の見込みでございますが、残高につきましては、現在実施しております緑園水源地改良事業など、大規模改修のための借入金に対する残高でございますが、26年度末でございますが、これは一番下の数字になりますが、約57億2,400万円でございます。今後、借入額を最小限に留めることにより減少していきます。平成30年度末の残高につきましては約49億円となる見込みでございます。

将来の事業計画や経営の健全化等を考慮しながら、適切な企業債の借入をしてまいりたいと思っております。

次に12ページ以降でございますが、これにつきましては水道料金についての資料でございます。最後の16ページの方をお願いします。これにつきましては現在の大垣市の水道料金体系でございます。これは、大垣市水道事業給水条例で定めておりまして、使用される口径や目的により区分しておりますが、例えば、ひと月に口径20mmの一般家庭が20m³を使用した場合でございますが、基本料金が972円、それと2番にありますように従量料金が1,940円となりまして、端数処理いたしますと2,910円となります。

この数字でございますが、12ページの方にお戻りいただきたいと思います。この表につきましては、岐阜県内の都市の料金を税込みで比較した表でございます。先ほどの口径20mmで1か月に20m³使用した場合の水道料金でございます。

すが、大垣市の欄の口径 20mm・一般用料金のところの 20 m³使用のところでございます。一番上の大垣市ですが、2, 910 円でございます。この列を比較しますと、大垣市は、関市さん、羽島市さん、瑞穂市さんなど、8 市に次ぎまして、安価な設定となっております。参考に 13 ページにグラフにしておりますけれども、県内の平均値は 3, 357 円でございます、これがラインに入っておりますが、大垣市の料金が一番左でございます。2, 910 円という事で、県内の平均値を下回っている状況でございます。

なお、参考までに、14 ページには、全国的に地下水を主な水源としております、給水人口 15 万人から 30 万人規模の都市の水道料金を比較したものをつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上が水道事業の経営状況について、ご説明申し上げましたが、現在のところは、大垣の水道事業につきましては、一般会計からの赤字補てん的な繰入金もなく、安定した経営状況であると言えますので健全経営ということでございます。以上が水道事業になります。

続きまして、簡易水道事業について説明させていただきます。

事務局

それでは資料の 2 の方をお願いいたします。簡易水道事業ということで、簡易水道事業につきましては、上水道と違う形ですけれども、計画給水人口が 5, 000 人未満のものを簡易水道というように定義されています。こちらの方は全国で 6, 105 事業が行われています。

では、資料を開いていただきまして、1 ページをお願いします。

まず最初に大垣地域の簡易水道事業ですが、こちらの方は、昭和 28 年から生活改善の一環として、各町内単位で簡易水道が普及し始めました。昭和 20 年代から 30 年代にかけて 20 か所余り創設されましたけれども、施設の老朽化と維持管理が困難だということから、逐次上水道への統合を進めてきました。その後、平成 26 年 4 月 1 日、1 年前になりますけれども、深池簡易水道を上水道に統合したことによりまして、大垣地域は全て上水道となりまして、簡易水道はなくなっています。

そして、上石津地域ですが、こちらの簡易水道事業につきましては、平成 18 年 3 月 27 日の市町村合併によりまして、上石津町の簡易水道事業を全て譲り受けました。その内容ですけれども、昭和 34 年に牧田簡易水道が創設、認可されまして、その後、多良・時・西山・一之瀬和田の簡易水道と平井・延坂の飲料水供給施設が順次創設、認可されました。

合併後の平成 23 年には、事業の効率化と施設の改良のために、牧田簡易水道と、一之瀬和田簡易水道と、それと平井飲料水供給施設を事業統合しまして上

石津北部簡易水道としました。現在では4つの簡易水道事業と1つの飲料水供給施設の5事業で運営していきまして、8か所の浄水場から自然流下方式又はポンプ加圧方式により各家庭に給水をしています。

浄水場の整備では、一之瀬和田浄水場改良事業が、昨年度になりますけれども、平成26年度に完成しまして、増大する給水量や水質の安全確保を図っています。平成27年度以降につきましては、老朽化著しい牧田浄水場の改良整備に取り組んでいきます。

各浄水場から各家庭に給水される配水管につきましては、上石津地域は比較的新しい状況ですけれども、重要管路の耐震性が低い状況ですので、平成20年度に策定しました配水管の更新計画に基づきまして、重要管路を優先的に更新をしています。また、更新に併せて配水管の耐震化を行い、安定した給水のための整備を進めています。

3ページをお願いします。2.簡易水道事業の状況の、①の浄水場施設ですが、上石津地域には「牧田」、「一之瀬和田」、「平井」、「多良の低区」、「多良の高区」、「西山」、「時」、「延坂」の8か所ございまして、それぞれの浄水場からそれぞれの配水区に給水をしています。最大の規模となるのは1日当たり1,303 m³の牧田浄水場となります。

なお、この上石津地域は水源地ではなくですね、浄水場という呼び方を施設名称としています。これは、大垣地域と墨俣ですね、こちらの方は全て水源を深井戸としており、消毒のみの処理をしているのに対しまして、上石津地域の方は浅井戸とか表流水を水源としていますので濾過設備が必要で、その浄水処理を行っているために浄水場というふうに言っております。

次に②の業務概要ですが、上から3行目の給水人口ですが平成26年度は5,882人で毎年、減少している状況です。その下の、普及率につきましては99.8%で変わりはありません。

その下の、配水管の延長ですが54,016m、それから年間の総配水量ですが684,042 m³、下から3行目になりますけれども年間総有収水量は566,970 m³となっていて、いずれも前年度から減少している状況となっておりますけれども、これは下から2行目の簡易水道数が先ほど上水道事業で説明させていただきました通り、深池簡易水道が上水道に統合されたために、5事業から4事業に減っています。この影響によりまして、減少の幅が大きくなっているためのものであります。

次に4ページですが、先ほどと同じように給水区域図ですが、上石津地域は左側になりますが、左の上の方の牧田配水区と一之瀬和田配水区と平井配水区、この3つを合わせまして上石津北部簡易水道となります。そのほかの各事業名

と配水区は同一のエリアとなっています。給水方式ですが上水道のポンプ圧送方式に対しまして、自然の地形を有効に利用しました「自然流下方式」ということで、主にそういった形を採用した形態となっています。

5 ページをお願いします。整備計画ですが、工事請負費が平成 28 年度に 2 億 5 千万円程を予定しています。これは主に、今年度着工予定の北部簡易水道の牧田浄水場の施設改修によるもので、平成 29 年度までを予定しています。老朽管の布設替工事につきましては、重要管路を優先的に行っていく予定をしています。

以上、簡易水道事業の概要から整備計画までを説明させていただきました。よろしくお願いします。

事務局

それでは次に、簡易水道事業の経営状況についてご説明いたします。資料につきましては、6 ページからが、経営状況についてでございます。

6 ページ、7 ページにつきましては、先程水道事業でも触れさせていただきましたように経営指標の説明となっております。この中で、7 ページの一般会計繰入金でございますが、簡易水道事業におきましては、資本費の負担の軽減をはかるため、建設改良費の一部について一般会計から繰入をしております。繰入金につきましては、総務省が基準額を定めておりまして、基準額の一部は地方交付税に算定されます。簡易水道事業の基準額の算出方法につきましては、記載の通りでございます。

それでは 8 ページをお願いします。8 ページの第 1 表、経営状況の推移でございます。簡易水道事業につきましては、水道事業と異なりまして公営企業法の非適用事業でございます。このため減価償却費などの留保財源はなく、単年度会計いわゆる官公庁会計をとっています。従いまして、多額の費用が必要な建設改良費には、一般会計からの繰入金が必要とされています。先程言いましたように、繰入金につきましては総務省が基準額を定めておりまして、その中の一部は、地方交付税に算定されます。基準額を越える繰入金すなわち基準外繰入につきましては、交付対象とはなりません。

それでは、簡易水道事業の収支状況についてご説明いたします。なお、25 年度及び 26 年度は決算及び決算見込みでございます。27 年度につきましては、当初予算、28 年度以降は、簡易水道整備計画に基づいて作成しております。

それでは、はじめに収益的収支について、ご説明いたします。こちらの方も 26 年度を主に説明いたします。1 営業収益は、8,017 万円ほどでございます。2 営業外収益は、369 万円で、内訳につきましては、一般会計繰入金が、32 万 3,000 円、その他で 337 万でございます。総収益は 8,386 万円でございます。次に費

用でございますが、1 営業費用は、4,075 万円で、主に（3）その他の水源地の電気代や水道管の修繕費などでございます。2 営業外費用につきましては1,168 万円で、主に地方債利息でございます。総費用は5,244 万円で、収支の差し引きは、3,142 万 7,000 円でございます。計画期間の状況でございますが、28 年度、29 年度は、2,800 万円ほど、30 年度は、3,500 万円ほどで予定しています。収益的収支の一般会計繰入金の状況でございますが、28 年度以降は、地方債の利息が増加する中、営業収益の伸びが期待できないため、繰入金につきましては、増加傾向になることが予想されます。

次に資本的収支でございます。資本的収入合計は、地方債や一般会計繰入金により、26 年度は1 億 606 万円でございます。資本的支出は、建設改良費や地方債償還金で1 億 4,106 万円でございます。収支の差し引きにつきましては、3,499 万 9,000 円のマイナスでございます。収益的収支差し引き額の 3,142 万 7,000 円と 9 ページになりますけれども、前年度からの繰越金でございますが、357 万 2,000 円を加えますと、3,499 万 9,000 円となりまして、資本的収支不足分を、収益的収支で補っている状態となっております。計画期間におきましても資本的収支の赤字分を収益的収支の黒字分で補てんし、それぞれの収支差し引きを加えると 0 円となります。これは、一般会計繰入金によるものでございますが、水道料金収入の大幅な増減のない中、地方債の償還利息の増加と、資本的収支における建設改良費の増加に伴いまして、地方債と一般会計繰入金の増加が今後見込まれます。

9 ページ下段の表でございますが、一番下にありますね、一般会計繰入金の実績と今後の計画を掲載しております。収益的収支分及び資本的収支分における、基準内・基準外繰入金額と繰入基準額を記載しております。26 年度では、収益的収支分と資本的収支分については、繰入基準額が記載してありますが、それぞれ実繰入金額は、基準額を下回っております。基準外繰入金は、発生していないことになります。また、計画期間では、資本的収支分に加え、28 年度、29 年度は、収益的収支分では、基準外繰入金はありますが、30 年度には、地方債の借入時の利率によりまして、利息の増加により、基準外繰入が発生すると予測されます。

次に、一つ上の経営状況であります。総収支比率及び収益的収支比率でございますが、29 年度の収益的収支比率を除きまして、比率は 100%を超えておりまして、収益が費用を上回っている状態でございます。

11 ページをお願いします。地方債の償還表と残高について、記載させて頂きました。26 年度につきましては、年度末残高は 6 億 2,769 万 7,000 円でございます。

それと、あと、12 ページから 15 ページにつきましては、水道事業と同様に県内の都市又は全国的に見た類似都市の簡易水道料金と比較した表でございます。13 ページのグラフでございますけども、累計上に平均値がありますが、2,748 円に対しまして、大垣地域は一番左にございますが、2,370 円ということで、比較しますと平均をやや下回っている状況でございます。最後に、16 ページでございますが、1 か月当たりの料金表を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上が、簡易水道事業の経営状況のご説明でございますが、将来的には、一般会計繰入金に占める基準外繰入が発生することが、予測されますが、資本的収支に関する部分が多く、現在は、収益的収支につきましては、基準外繰入が発生していないことによりまして、今回は、料金の方は据置きをお願いしたいと思っております。今後、多大な基準外繰入が発生しましたら、審議会でもたご審議の方を賜りたいと思っております。

以上で、水道事業、簡易水道事業の概要及び経営状況についてご説明させていただきました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ちょっと皆様方、ご説明をお聞きいただきましたが、ちょっとお疲れになったんじゃないかなと。ちょっと中島さん、ここで一休み入れましょうか。

事務局 はい、休憩ということでよろしいですか。

会長 そうですね。休憩をちょっと入れて。どれくらい、再開は。

事務局 10 分くらいでよろしいですか。

会長 再開はどれくらいにしますか。あの時計で。

事務局 それでは、2 時 45 分再開ということでよろしいですか。

会長 はい、じゃあ 2 時 45 分に再開ということで、ちょっと一休み、一息入れてください。

< 休憩 >

会長 皆さん、お戻りになられたようなので再開させていただきます。引き続き、よろしくご説明方、よろしくお願いいたします。

事務局 はい、それでは続きまして、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の概要及び経営状況についてご説明させていただきます。まず概要につきましては、下水道課長の河瀬より説明しまして、経営状況につきましては、わたしからご説明します。

事務局 みなさんこんにちは。下水道課長の河瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明の方させていただきます。

公共下水道事業の概要につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料 3、1 ページをご覧ください。公共下水道事業は、都市部における“生活環境の改善”、“公共用水域の水質保全”等、安全、安心で快適な市民生活を確保するため、汚れた水を処理する汚水処理事業と 雨水を安全に流下させる雨水事業の二つの事業からなり、本市では汚水と雨水を分けて流す分流式下水道として、昭和 30 年に事業着手し、平成 26 年度末には、処理区域面積 3,403.4ha、区域内人口 135,736 人、人口普及率で 86.6%の方がご利用可能となっております。公共下水道事業では供用から 50 年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、施設の機能維持を図るための長寿命化対策をはじめ、耐震化や汚水処理の高度処理化などに取組んでおります。

次 2 ページをご覧ください。こちらは、処理区域面積、区域内人口、人口普及率などのほか、下水管の延長などについてここ 3 ヶ年の整備状況の推移をまとめてあります。

3 ページの方は、大垣市域におけます下水道関連事業の各処理区の位置図となっております。公共下水道は、赤で囲われました大垣処理区、オレンジ色で囲われました墨俣処理区、そして紫色で囲われ、安八町の処理場へ接続する平町処理区があります。

次 4 ページの方になりますけれども、直近の事業実績と今後の事業計画を掲載しております。こちらの資料では詳細はわかりませんが、最近の動向として現状の機能を保全するための事業費割合が年々大きくなっております。

次 5 ページの方になりますけれども 5 ページには公共下水道事業におけます今後の課題を列記しております。どれも多大な事業費を要するもので、特に大垣市浄化センターの老朽化対応、耐震化、そして高度処理化に向けた水処理施設 3 系の増設は数十億円の事業費が必要となるなど、より効率的、効果的な事業の推進に努めるほか、さらなる財政基盤の強化が必要となっております。

6 ページ、7 ページには大垣、墨俣の各処理区におけます期間別の整備及び整備予定区域を示しております。灰色が平成 24 年度までの整備済みの区域、黄色が概ね平成 27 年度までの整備区域、そして赤色と緑色が今後の拡張整備の予定区域となっております。なお 平成 28 年度からの拡張整備にあたりましては、住民ニーズを踏まえた効率的、効果的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

8 ページの方をご覧ください。こちらは、大垣処理区の大垣市浄化センターの平面図になります。こちらの方では、各種取組を施設平面図の方に記載してございますが、この中で市長の方からもありました、消化ガス発電設備等の整備につきまして、さらに 9 ページ、10 ページの方で詳細な情報を載せさせていただいております。この消化ガス発電事業は、施設内で発生する消化ガスから発電し、売電するもので、再生可能エネルギー活用推進の流れに乗じ、経営健全化に向け、年間数千万円の収益が見込める事業として 取組んでいることをご報告しておきます。

少し簡単ですが、以上で、公共下水道事業の概要説明を終わります。

事務局

それでは続きまして、公共下水道事業の経営状況をについてご説明させていただきます。

資料につきましては、11 ページ以降になりますので、はじめに 11 ページをお願いします。

4 経営状況でございますが、下水道事業の経営状況を見る際には、水道にもありましたけれども、総収支比率、経常収支比率が重要な指標となります。それぞれの比率につきましては、記載の計算式により算出いたします。総収支比率につきましては、総収益で総費用をどの程度まかなうことができるかを示す指標でございます。この比率が 100%未満の場合は収益で費用を賄えていないことになります。公共下水道事業は、公営企業法の非適用事業ですので、併せて経常収支比率も見る必要があります。この比率につきましては、減価償却費の代わりに地方債による償還金を総費用に加えて算出したものでございます。

次に、汚水処理原価でございますが、これは、有収水量 1 m^3 あたりの汚水処理費を表しております。汚水処理費＝使用料収入とすることが健全な経営だといえます。使用料単価及び使用料回収率でございますが、使用料単価は有収水量 1 m^3 あたりの使用料収入、使用料回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を表しております。

それでは、12 ページの方をお願いします。12 ページの第 1 表が、経営状況の実績と今後の見込みでございます。それでは、公共下水道事業の収支状況につ

いてご説明いたします。こちらの方も 26 年度を主に説明いたします。

はじめに、1 総収益でございますが、25 億 5,300 万円ほどでございます。そのうち営業収益は、18 億 7,600 万円で、主なものは料金収入や、一般会計繰入金でございます。この繰入金は雨水処理にかかる繰入金でございます。次に営業外収益でございますが、6 億 7,600 万円で、主なものは、一般会計繰入金でございます。この繰入金は汚水処理にかかる繰入金でございます。総収益は 28 年度以降、営業外収益の繰入金が増加することから総収益も増加すると予測しております。

次に総費用でございますが、26 年度は、16 億 4,700 万円でございます。そのうち営業費用は 7 億 9,500 万円でございます。内訳といたしましては、ア職員給与費が 1 億 1,000 万円、イその他といたしまして、浄化センターの電気代や修繕費などの維持管理費などに、6 億 8,500 万円でございます。営業外費用は 8 億 5,100 万円で、内訳は、ア支払利息、これは地方債の償還利息でございますが、7 億 6,200 万円、それとイその他といたしまして、消費税などで、8,900 万円でございます。総費用は、28 年度以降は、維持管理費が増えることなどから 26 年度に比べまして、1 億円程度増加すると予測しております。3 収支差し引きにつきましては、26 年度は 9 億程でございますが、28 年度以降は増加傾向になることが予測されます。

次に資本的収支でございます。1 資本的収入合計は、地方債や一般会計繰入金、国の補助金などで、26 年度は 26 億 5,200 万円でございます。2 資本的支出は、建設改良費や地方債の償還金で、35 億 5,900 万円でございます。3 収支差し引きは、9 億 600 万円のマイナスでございますが、収益的収支の差し引き額との再差引きは、95 万円のマイナスとなり、前年度からの繰越工事分及び次年度への繰り越す工事分を差し引きいたしますと、差引額は 0 円となります。下水道事業におきましても、先ほどの簡易水道事業と同じように、資本的収支不足分を、収益的収支で補っている状態となっております。28 年度から 30 年度におきましても資本的収支の赤字分を収益的収支の黒字分で補てんし、それぞれの収支差し引きを加えると 0 円となっております。これは、一般会計繰入金によるものでございますが、料金収入の伸びが期待できない中、地方債の償還利息は減少しつつあるものの、地方債償還金の増加に伴いまして、一般会計繰入金の増加傾向になることが予測されております。

二段目の表でございますが、一般会計繰入金の実績と今後の計画を掲載しております。収益的収支分及び資本的収支分における、基準内・基準外繰入金額を記載しております。収益的収支分に対する繰入金は全て 基準内繰入金でございますが、資本的収支分に対する繰入金は、大部分は、基準外繰入となっております。

おります。26 年度では、資本的収支分の繰入金 7 億 3,200 万円に対しまして基準外繰入金は 6 億 7,000 万円でございます。28 年度は、7 億 3,400 万円、29 年度は、6 億 2,000 万円、30 年度は 6 億 2,800 万円の繰入が必要となることが、予測されております。

次に 3 つ目の表でございます。経営状況でございますが、この中の④のうちにあります污水处理原価でございますが、26 年度は、197.1 円で、⑤使用料単価は 116.1 円でございます。⑥使用料回収率は 58.9%となっておりますが、この使用料回収率が 100%を下回っている場合は、その補填を、市の一般会計から繰入金にて賄われている状況となっております。

それでは、13 ページをお願いいたします。こちらの表ですけれども、分流式下水道等に要する考え方になっておりますが、一般会計からの繰入金に対する国の考え方でございます。まず公共下水道事業でございますが、污水处理に要する費用と雨水処理に要する費用がありますけれども、污水处理は使用料で回収すべき費用であり、その内容は、維持管理費及び資本費、資本費につきましては、下の表に用語の説明がありますが、下水道施設を建設・更新するときに借り入れた地方債の返済費用で元金の償還金及び利息のことを言います。これらにつきましては、使用料で回収するべき費用となっております。また、雨水処理にかかる維持管理費及び資本費でございますが、こちらの方は公費で賄う費用とされております。しかしながら、現行の使用料収入だけでは、污水处理費の全てを賄うことができないため、現在は、不足分を一般会計から繰入しております。

雨水処理に要する経費や使用料収入のうち、使用料単価でございますが、こちらが、150 円を越える部分は、基準内繰入金とされて問題はないのですが、使用料単価が 150 円に満たない部分につきましては、適正な使用料とみなされず、基準外繰入とされてしまいます。

大垣市ですけれども、大垣市の現在の使用料単価は、先ほども言いましたが 26 年度は、116.1 円でございます。国が示す使用料単価には 34 円ほど不足している状態でございます。

また、12 ページにお戻りいただきたいと存じます。一番下になりますが、国が示すように污水处理原価を 150 円とした場合の使用料回収率でございますが、26 年度では 77.4%ということでございます。公共下水道事業につきましては、使用料収入の不足によりまして一般会計からの繰入金を多く取り入れている現状から、使用料単価を上げるためには、やはり使用料の改定を行わざるを得ない時期に来ているのではないかと考えております。

参考までに、20 ページ以降には、他都市との比較のグラフ等がございますの

で、お目通しの方をお願いしたいと思います。20 ページには県内の都市の経営状況との比較をのせております。この中で先程も水道にもありました様に、一般使用料/月使用料(税込)と書いてあるところの 20 m³をみていただくと、現行では 2,170 円となっております。県内の他都市と比べても、各務原市に次いで安い状況だということでございます。

以上が公共下水道事業の経営状況でございます。引き続き上石津の方の特定環境保全公共下水道事業の説明に入らせていただきます。

事務局

それでは、特定環境保全公共下水道事業の概要につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料 4、1 ページの方をご覧ください。特定環境保全公共下水道事業は、都市郊外部における“生活環境の改善”、“公共用水域の水質保全”と汚水処理のみを目的とした事業で、平成 5 年に合併前の上石津町で事業着手し、平成 12 年から供用を開始しており、平成 26 年度末で、処理区域面積 140.2ha、区域内人口 4,397 人、人口普及率で 99.2%の方がご利用可能となっております。

特定環境保全公共下水道事業につきましても、供用から一定の年数が経過していることから、今後、施設の機能維持を図るための取組などが課題となっており、今後より効率的、効果的な事業推進に努めるほか、さらなる財政基盤の強化が必要となっております。

次 2 ページをご覧ください。公共下水道の方でもありましたけれども、こちらは、処理区域面積、区域内人口、人口普及率などのほか、下水管の延長について整備状況などをまとめてあるものでございます。

3 ページの方には、先ほどと同様に各処理区の位置図を掲載しております。特定環境保全公共下水道は、緑色で囲われました北部処理区、それから紺色で囲われた中部処理区になります。

以上で、特定環境保全 公共下水道事業の 概要説明を終わります。

事務局

それでは、特定環境保全公共下水道事業の経営状況についてご説明いたします。

資料 4 の 4 ページからでございます。4 ページには、これも先程の下水道と同じ様に指標について載せております。総収支比率と経常収支比率をそれぞれ汚水処理原価、使用料単価と使用料回収率を載せております。

それでは、5 ページをお願いいたします。5 ページでございますが、収益的収支の 1 総収益から 2 総収入を差し引きました 3 収支の差し引き及び資本的収支の 1 資本的収入から 2 資本的支出を差し引いた 3 収支の差し引きは、いずれも

0 円になっておりますが、これは、一般会計からの繰入金によるものでございます。

繰入金につきましては2段目の表になりますけれども、収益的収支分と資本的収支分の合計は、毎年、1億8,000万円から1億9,000万円程度でございます。このうち、基準外繰入金につきましては、毎年、3,000万円から4,000万円程度必要となっております。この繰入金額に比べまして、1番上の総収益でございますけれども、26年度は収益としては、1億4,602万7,000円ですが、そのうち営業収益、いわゆる料金収入は6,700万ほどしか収入がないという状況でございます。

次に、3段目の表の経営状況でございますけれども、②総収支比率は、これは100%となっておりますが、③経常収支比率は、100%未満であります。先ほど言いましたように不足分を一般会計から繰入している状態でございます。いわゆる営業収支比率でございますけれども、営業収益と営業費用に関する比率につきましては、数値にもありますように100%を下回っております。また、一番下段の使用料回収率でございますが、平成26年度で66.2%と、こちらの方も100%を下回っております。一般会計から繰入金により賄われていることがこれで分かると思います。

次6ページをお願いします。これは先程の公共下水道事業と同じ様な表ですが、まずこの特定環境保全公共下水道事業につきましては、資本費は分流式下水道に要する経費としてこちらの方は基準内繰入とされておりますけれども、使用料収入の不足によりまして、本来使用料で賄うべき、維持管理費が使用料収入では賄えていない状況でございます。その維持管理費から現行の使用料収入を引いたものが基準外繰入という事でございます。

以上のことから、経営状況が不安定でありまして、こちらの方は使用料を改定する必要があると考えております。

なお、また11ページからになりますけれども、他都市の状況となりますのでご覧いただければと思います。

以上が特定環境保全公共下水道事業の経営状況でございます。

続いて農業集落排水事業についてご説明いたします。

事務局

それでは、農業集落排水事業の概要につきまして、ご説明いたします。お手元の資料5、1ページをご覧ください。まずは、農業集落排水事業会計には、農業集落排水事業と小規模集合排水施設整備事業の二つの事業があります。農業集落排水事業は、農業集落における“農業用排水の水質保全”、“農業用排水施設の機能維持”、“農村生活環境の改善”、“公共用水域の水質保全”を目的とした汚水事業であります。平成6年に合併前の上石津町で事業着手し、

平成9年からは供用を開始しており、平成26年度末で、処理区域面積63.4ha、区域内人口1,161人、人口普及率で97.6%の方がご利用可能となっております。

また、小規模集合排水施設整備事業は、小規模な集落における“生活環境の改善”、“公共用水域の水質保全”を目的とした汚水事業で、平成13年に合併前の上石津町で事業着手し、平成15年から供用を開始しております。平成26年度末には、処理区域面積1.6ha、区域内人口46人、区域内のすべての方が、ご利用可能となっております。

農業集落排水事業、小規模集合排水施設整備事業の両事業につきましても、供用から一定の年数が経過していることから、今後、施設の機能維持を図るための取組が課題となっており、より効率的、効果的な事業推進に努めるほか、さらなる財政基盤の強化が必要となっております。

2ページの方をご覧ください。こちらも先程同様に、処理区域面積、区域内人口、人口普及率などのほか、下水管の延長について整備状況などをまとめてございます。

3ページには、先ほどと同様に 処理区の位置図を掲載しております。農業集落排水は、水色で囲われました西山処理区、ピンク色で囲われました南部処理区になります。小規模排水施設は、茶色の平井処理区になります。

以上で、農業集落排水事業の概要説明を終わります。

事務局

続いて、農業集落排水事業等の経営状況についてご説明いたします。

資料は5ページをお願いします。経営状況の推移という事でございますけども、こちらの方もまず総収益から総費用を引いた差し引き金額、3 収支の差し引きは、こちら0円となっております。こちらにつきましても、網掛けの様に一般会計繰入金であります。こちらの繰入金によるものでございます。

次に繰入金の表になりますけども、2 段目の表でございしますが、収益的収支分と資本的収支分の合計は、こちらの方は、毎年、5,000 万円ほどでございします。このうち、基準外繰入金につきましては、28年度以降は毎年、1,700 万円ほど必要となっております。

こちらの方も収益的収支の方の営業収益を見ていただけると分かる様に、26年度では1,799万7,000円の収入に対して、費用は4,145万8,000円という事で、その足りない部分については、繰入金で賄っているという状況でございします。

次に、3 段目の表の経営状況でございしますが、②総収支比率は、100%でございします。③の経常収支比率につきましては、63.8%でございします。先ほど言いましたように不足分を一般会計から繰入している状態でございします。

これにつきましても、いわゆる営業収支比率でいきますと、営業収益が1,700 万円で、費用が4,100 万円という事で、100%を下回っている状況でございします。

それと、一番下の表でございしますが、使用料回収率でございします。平成26年度では57.7%ということで、6割弱ということで、これは一般会計による繰

入金により賄っているということでございます。

次に6ページですけれども、先程と同じ表でございます。この農業集落排水事業につきましても、資本費につきましては分流式下水道等に要する経費として基準内繰入金、という事になるんですけれども、維持管理費分については使用料収入で賄わなければいけません、足りないということで、一般会計の方から繰入しており、この部分については基準外繰入金という事で、一般会計からの持ち出しという事でございます。

以上が農業集落排水事業の経営状況でございます。

事務局

それでは次に、諮問事項であります下水道事業の使用料改定についてご説明いたしたいと思っております。

資料の方はこちらの公共下水道事業の、これ資料3ですけれども、こちらの方の14ページをご覧くださいと思います。水道事業や簡易水事業につきましては、現行のままでいきたいとは思っておりますけど、下水道事業につきましては、使用料の改定をお願いしたいと思っております。

はじめに、使用料改定の理由でございますが、公共下水道事業の経営状況は、先程も説明しましたように、かなり厳しい状態でありまして、経費削減などの内部努力だけでは、対応することが困難となっております。よって、今後の事業を円滑に進めるため、経営基盤の強化を図っていくのが重要でありまして、使用者の皆様にも最小限のご負担をお願いしたいと考えております。

今回につきましては2点について、改定をお願いするものでございます。まず1点目でございます。①にあります様に、汚水処理費につきましては、原則使用料で賄うものでございますが、現状賄いきれていないということから一般会計繰入金で充当しております。このままの状態では推移すると、一般会計繰入金が増加しまして、市の財政に大きな影響を及ぼします。よって、使用料を引き上げまして、使用料単価を適正な水準にしていく必要があると考えております。

2点目でございますが、井戸水を使用している一般家庭の場合は、水量を認定して、使用料をご負担いただいておりますけれども、現在の認定水量は平成25年度から適用しておりますが、節水意識の向上や節水機器の普及などをふまえて、世帯人員ごとの使用実態に応じて見直しをする必要があると考えております。

15ページに使用料改定の概要がございます。平均改定率としては9.2%という事を思っておりますけれども、16ページの方が分かりやすいですので、16ページの方をお願いしたいと思います。

まず第2表の方からですけれども、1点目の使用料改定でございますが、現行の下水道使用料は、消費税抜きで記載しておりますが、上段の表の「現行使用料(B)」欄でございますが、現在、使用水量が「10m³まで」を基本使用料といたしまして、1,000円でいただいております。11m³を超える分につきましては

は、従量使用料が適用されまして 100 m³までが 1 m³あたり 101 円、101 m³を超えた分につきましては 1 m³あたり 118 円をいただいております。参考までに中段の表が、使用水量ごとの料金で、下段のグラフが、使用水量毎の利用者の分布を表したグラフとなります。100 m³までで 95.03%という事になります。

これを踏まえまして、今回の使用料の改定案でございますが、上段の表の網掛け欄でございます。「新使用料案 (A)」の欄でございますが、基本使用料につきましては、1,098 円、従量使用料につきましては 11 m³から 100 m³までを 1 m³あたりを 111 円、101 m³を超えた分につきましては 1 m³あたり 129 円にするものでございます。これによりまして、中段の表のとおり、基本水量の 10 m³未満のご使用では月額 98 円の増額、20 m³を使用されたご家庭では、月額 198 円の増額、30 m³を使用されたご家庭では、月額 298 円の増額、100 m³の場合には、月額 998 円の増額をしていただくこととなります。

資料の 17 ページをお願いします。2 点目の認定水量の見直しでございます。

一般家事用として、1 人世帯で現行は 12 m³でございますが、これを 10 m³へ 2 m³、2 人世帯で現行 19 m³から 16 m³、3 人世帯で現行は 24 m³から 21 m³、それぞれ減らすものでございます。また 4 人以上につきましては、1 人増すごとに 4 m³ずつ増やしていきます。

2 段目の表でございますが、これは水道使用者の実際の使用実態を表したものでございます。平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年の平均使用水量でございます。この数値をもとに今回見直しを行うものでございます。1 人世帯ですと実際水量を使っている方が 9.8 m³、2 人が 16.5 m³、3 人が 21.4 m³という事でございます。

そして、3 段目が、現行と認定水量の見直し後の使用料比較でございますが、それぞれの世帯で減額されることとなります。

一番下のグラフが世帯人数ごとの認定水量による井戸水利用世帯の分布でございます。

以上 2 点の改定を行いますと、平均使用料改定率が 9.2%となりまして、今後 3 年間での使用料収入が 5 億 5 千万円の増収ということでございます。

前回の平成 25 年の改定以来、景気の低迷や周辺市町の動向を鑑みながら、下水道使用料の改定を見送ってまいりましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、「使用料回収率」では、平成 26 年度が 58.9%で、市からの繰入金に依存しておりまして、今後、下水道事業の維持補修や整備に要した地方債の償還の負担が高まることが予測されますので、下水道事業運営上、好ましい状況ではないと言えますので、今回料金改定をお願いするものでございます。

平成 19 年度に行いました使用料の改定につきましては、改定率は 22.7%、前回の 25 年度では 4.8%でありまして、また、今回の改定につきましては、単身世帯・高齢世帯などの低排水量の世帯から大口の利用者まで一律で改定させていただきたいと思っております。その為、基本使用料と従量使用料、同じように 10%ほど値上げさせていただきたいと考えております。

それではまた、20 ページをお願いしたいと思います。

先程もご覧いただいた表でございますけれども、20 m³の現行は2,170 円という事で、これを改定いたしますと、2,380 円となりまして、この値段より安い所となりますと、岐阜市の2,192 円、関市の2,320 円、羽島市の2,320 円、各務原市の2,128 円という事で、安い方から5 番目という事になりますけれども、まだ使用料につきましては、他の自治体に比べれば、安い状況ではないかなと思っております。

それでは次に、上石津地域の方の特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業でございますが、こちらにつきましては、それぞれ使用料の改定を行いたいと思っております。

この2 つの事業につきましては、前回25 年と、前々回の19 年では、現状維持ということで、使用料を据え置いておりました。しかしながら、その後も経費の削減等効率的な事業展開に努めてきましたけれども、一般会計繰入金で賄われている経営状況が続いていることから、今回公共下水道事業の改定に併せて、同じように引き上げを行うものでございます。

改定内容につきましては、2 事業は同じ単価を使用しておりますので、資料4 の特定環境保全公共下水道事業の方でご説明いたしたいと思います。

資料の9 ページをお願いします。今回の改定でございますけれども、公共下水道事業と同様に基本使用料及び加算料金を引き上げたいと考えております。上石津地域の2 事業につきましては、使用水量による算定ではなくて、世帯の人数に応じた単価を使用しております。基本料金でございますが、1 ヶ月あたり2,000 円から2,196 円に、加算料金につきましては1～5 人世帯を1 人あたり600 円から658 円に、6 人以上につきましては1 人増えるごとに300 円から329 円に改定したいと考えております。

次に2 段目の表をご覧いただきたいと思います。2 段目の表につきまして、増額の内訳になります。1 人世帯では月額254 円、2 人世帯では月額312 円、3 人世帯では月額370 円、6 人世帯では月額515 円となります。これによりまして、特定環境保全公共下水道事業で平均改定率は約9.8%となりまして、今後3 年間で使用料収入が1 千9 百万円の増収となる見込みでございます。

また、農業集落排水事業につきましては、平均改定率約9.8%で、今後3 年間の使用料収入が5 百4 十万円増収する見込みでございます。

以上が下水道使用料金改定について、市長より諮問させていただきました内容でございます。ご不明な点などありましたら、ご質問を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

会長

はい、長時間に渡るご説明でちょっと頭に入ったかどうかあれですが、要は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業が、厳しい経営状況にあるんだと、一般会計からの繰入れがあつて、それは一般会計

がもっている様々な計画への活用、支出計画になり、それが多くなれば支障を来すことになるだろうと、したがって使用料の改定が必要であるということ、それからまた節水機器の普及、節水意識の浸透、それを踏まえて、井戸水使用者の認定水量を見直したいという諮問についてご説明をいただいたと思います。

今日は第1回ということでございますので、ただ今から、今までにご説明いただいた内容で、この点がどうもひとつ分かりにくい点だ、疑問だ等々、あるいは要望でも結構ですし、ご説明いただいた内容について疑問等ございましたら、それを受け賜るということにしたいと思います。どうぞ、疑問点をお出しいただきたいと思います。

委員 はい。

会長 はい、どうぞ。

委員 水道の方でちょっとお尋ねしたいのですが、水道の、例えば、災害があった場合に、ライフラインが確保されると思いますが、それについてですね、水道管もだいぶ悪くなるとる所がたくさんあるのですが、そういった所の整備等がどこまで進んでいるのか。それとですね、例えば水道の元が止まった場合について、大垣市は地下水がものすごい多いもんですから、地下水をどのように使うかとかそういった事を考えておられるか。

事務局 管の老朽化しているということですが、それにつきましてはだいたい今 830 キロほど全延長があるんですけれども、その 1.5%ほどの入替を毎年しております、そういったペースで今行っております。それと災害、地震ですね、地震等が起きた時の対応ですが、これは配水池と言いまして、いったん水源地で水を貯めるんですけれども、こちらの耐震化をしまず貯めるということですね。それとあとそこから、配水管がつながっておりますので、そこで地震が起きて、管が折れたりしたときに、水が出ますので、その所で余分に出ないように配水池のところで貯めておくという対策に、緊急遮断弁ということで、大きな地震が起きたらそういったもんで一旦止めて、貴重な水を貯めると。そして非常用の給水に充てるということで行っております。

あと地震がおきまして、どうしても断水というのがおきますので、そちらには避難所ですね、避難所の方へ応急給水ということで給水車で給水をするというような、そんな対策を考えております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 どうぞほかに。

委員 はい。

会長 はいどうぞ。

委員 料金の滞納というのは、どれくらいあるんですか。

事務局 本来ですと調定金額にあわせて 100%収入されるのが一番望ましいわけなんですけれど、やはり全てそういうわけではなくて、実際数値で言いますと、水道料金ですと当該年度の請求額と過年度の滞納分合わせて収納率で言いますと全体で 91.1%です。

委員 金額ベースでは。

事務局 金額ベースでいきますと、20 億の調定額に対して 18 億円ほどの収入ですので、未済額については 1 億 7000 万ほど水道料金が残っています。

会長 よろしいでしょうか。もし何かあったらどうぞお続けください。

委員 そのまま残っているのかと。そういう意味ではなく、努力はして見えるんだろうけど。

事務局 水道については給水停止というものがありますので、そういった方法を取りながら徴収しています。ただ、たくさん残っている方ですと、どうしても一度には払えないものですから、分納誓約をとりいただいております。その分納につきましても 1,000 円、2,000 円だとなかなか減っていきませんから、使用料につきましては 2 か月に 1 回請求しておりますので、まずは 1 回分払ってもらい、なおかつ溜まった分が減っていく誓約書をいただくようにしています。

委員 会長よろしいでしょうか。

会長 はいどうぞ。

委員 下水道の引く率ですけど、例えば下水本管が引かれてもですね、住宅に今合併槽があるからもう必要ないよということで、引いていない人がかなりあるわけなんですけど、そういったものに対して、町内でもっと引いてくださいよ、という事の説明とか何かをやっておられるんですか？

それと、新しく家を建てる時に、家の前を本管が通っているけど合併槽を引いちゃったとか、そういう事は指導とかあるんですか？

事務局 2 点についてお答えします。最初に水洗化率と言っておるのですが、整備されたところが実際につないでいただく率ですが、現状ですと市内全体で、整備したところに対しての繋いでみえるところが 85% くらいみえて、15% くらいの方がまだ繋がっていないというような状況です。

これは、整備からの年数によって、少しずつ時間が経つほど切替がすすむ事になるのですが、こうした水洗化促進の取組に関しましては、職員で水洗化促進に向けた聞き取りをしているほか、促進策として融資に対する利息の補填制度というものがございますので、そういった制度の活用なども促しながら対応しております。

それから、2 点目にありました、新築の場合に合併槽を入れられてしまうようなことがないかという事ですけれども、合併槽と下水道を比較しますと、基本的には下水道の方がお値打ちに、個人さんのご負担が少なくつなげる事が多いですし、建築確認等の際にそちらのエリアで下水道が使えるかということの情報提供を建築課などでしておりまして、そこで下水道の方の利用は促されていますので、下水が整備されているのに合併槽を使われるというケースは、ほぼないと思います。よろしいでしょうか。

会長 よろしゅうございましょうか。はい、ほかにいかがでしょうか、どうぞ。はいどうぞ。

委員 公共下水の資料の 14 ページに料金改定の理由が少し書いてあるんですが、他の特環・農集も一緒ですが、①の汚水処理費の一番最後の段落のところに、適正な水準にする必要とありますが、適正というのは何をもって適正と言われているのか、教えてください。

事務局 適正な水準ということですね。13 ページの方をご覧いただきたいと思いますが、やはり考えといたしましては、基準外繰入をなくす金額、すなわち使用料単価が 1 m³当たり 150 円に近づく金額が一番適正な金額であろうと我々は思っております。あくまでその基準外繰入をなくすというのが、最終的な目標だと思っております。今現在は 116.1 円ですので、34 円ほど足りないんですけども、いきなりそこまでは改定は無理ですので少しずつ改定していきたいと考えています。

委員 適正というのはこのところを指すんですね。基準外繰入をできるだけ減らしたい。

事務局 基準外繰入は出来るだけ減らしたいと考えています。

委員 分かりました。それと料金表のところですね、たとえば 16 ページもそうですが、ここは消費税含まずなんですね。他の表は消費税込みのところもありますね。20 ページは消費税込みで表が作ってあるし、別にそんなに苦にはならないですけど。

事務局 他都市と料金比較するときは端数調整がありますので、実際に頂く料金を書いております。

16 ページの単価につきましては、現実には 1.08 掛けますと、端数が出てしまいますので、分かりやすいように消費税を含まない金額で作成しております。請求するときは、これに 1.08 を掛けまして、10 円以下切り捨てておりますので、20 ページの他都市との料金の比較は、消費税込みの金額を書いております。

会長 どうぞ。

委員 単純なことなんですけれども、人数別の料金表になってますけれども、この 1 人というのは、何歳以上か、新生児も含むのか。

事務局 契約条件として、おひとりで生活して見える方ということですので、年齢要件としてはないです。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 すいません 14 ページのね、下の部分の井戸水使用の一般家庭の場合というのがございますよね。井戸水を使用している一般家庭というのはどのくらいあるんですか。

井戸水以外のねご家庭は水道の水道量で比例してやっているから、クリアになるんですけど。節水意識が向上しているので、ここだけは下げるという形ですよね。

事務局 ベースになるのが、ここ 24 年から 26 年の 3 年間に、大垣市内の水道をご利用になっているご家庭ですね、これの 1 人家庭、2 人家庭、3 人家庭の方が水道を何 m^3 ぐらい使ってみえるだろうとそこからはじき出して、一般家庭で、おひとりで住んでみえるとだいたい前は 12 m^3 ぐらいが平均だったんですが、今はちょっと水道を使う量も減りまして 9.8 m^3 という平均が出ましたので、井戸水のところはいろいろと議論があると思いますけれども、だいたい同等の分が下水へ流れてくるだろうということでそれを数字として認定水量ということで、要は計測するものが何もない中で、同じ使用量をもって下水道の方をお使いになっておられるというふうに置き換えさせていただいております。

委員 そういうことですか。でも、井戸水を使っている家庭は、井戸水だけではなくて、併用して見える家庭もございますよね。そういうのはどういうふうになってみえる。

事務局 先ほどですね、数字が、井戸水のここの下に表があるんですが、7,789 件のご家庭が井戸水を今お使いになってみえる。併用の方も当然この中にありまして、そういう家庭ですと、どちらか多い方ですね、例えば、うちの家ですと、うちも井戸水併用なんですけど、3 人家庭で今、すると 3 人は今ですと 24 m^3 ですよ。それでもし水道が 27 m^3 使っていれば水道の方で料金の請求が来るということでございます。併用の場合は多い方で請求させていただいております。

委員 あっ多い方で。

事務局 認定水量と水道使用量の多い方を下水道の使用量として基礎水量にして使用料をいただいております。

会長 いかかでしょうか。

委員 この改定はどういう過程を踏まえて最終的に改定されるんですか。

事務局 この会議で審議していただきまして、その答申に基づいて、9 月議会に報告した上で認めていただければ 12 月議会に、条例改正を上程します。その後に 4 月 1 日から改定ということになります。実際に検針するのは 6 月からの検針時から新しい料金体系でいきたいと思っております。

委員 わかりました。

会長 とくにほかにございませんでしょうか。まあ、今日色々ご説明をいただきましたので、またお家へ戻られて、資料等をお目通しいただいて、もし分からないことが出てきたらどうぞ事務局の方にご連絡いただいて、ご対応いただきたいと思います。今日はこういうことで、時間も経過いたしましたので、次回も継続してご審議いただく、こういうことで進めてまいりたいと思いますので、よろしゅうございましょうか。それでは次回以降も継続して審議いただくということでございまして、次回の日程等について事務局の方からご説明願えますか。

事務局 失礼いたします。次回の審議会でございますが、誠に勝手ながら 8 月 5 日、水曜日の午後 1 時 30 分から、お願いしたいと思っております。また書面で改めて、ご案内させていただきますが、会場はまた市役所で開催させていただきたいと思っております。また、お手元の資料でございますが、本日初めてお配りしたこともございますので次回の開催までにですね、一度中身をご一読願いまして、その際疑問点等がございましたらお問い合わせいただいても結構ですし、次回の審議会でご質問いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また次回の審議会にはですね、資料の方ご持参いただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 はい、ありがとうございました。いろいろ皆さんお忙しくご都合もおありでしょうけれども次回は 8 月 5 日水曜日、午後 1 時半、市役所で開催するというところでございます。どうぞご協力お願い致します。本日はこれで閉会と致します。ありがとうございました。

(午後 3 時 50 分終了)